

青少年を取り巻く有害環境の整備について

答 申

平成22年11月26日

大阪府青少年問題協議会

目 次

1	はじめに	1
2	「子どもの性的虐待の記録」について	3
	○ 児童ポルノ	
	○ ジュニアアイドル誌	
3	性的表現のある図書類について	7
4	インターネット上の有害情報について	9
5	出会い系サイト等の広告について	11
6	風俗求人誌への対応について	12
7	勧告制度の見直しについて	14
	青少年問題協議会名簿	16
	青少年育成環境問題特別委員会名簿	17
	検討経過	18

1 はじめに

大阪府では平成3年に大阪府青少年健全育成条例を改正し、有害図書類指定制度を導入した。これは、いわゆるポルノコミックの氾濫が社会問題化したことを背景として、青少年の性的感情を著しく刺激する図書類などの青少年への販売等を規制するものである。

制度の導入以降、同制度の実効性を高めるため、有害図書類の区分陳列の具体的な方法の設定や、包括指定基準の拡大などの改正を行ってきた。

しかしながら近年、ジュニアアイドル誌など従来の有害図書類指定制度では想定していない図書類の出現や、インターネットや携帯電話の普及によるインターネット上の有害情報の氾濫など、青少年を取り巻く環境は大きく変化してきている。

東京都では、このような青少年を取り巻く環境の変化を踏まえ、18歳未満の青少年の性描写等が描かれた図書類の規制などを内容とする「東京都青少年の健全な育成に関する条例改正案」を都議会に提出し、表現の自由との関連で大きな議論が巻き起こったところである。

こうした動きを受けて、大阪府においても、社会環境の変化に対応して大阪府青少年健全育成条例を改正する必要があるかを検証するため、平成22年4月から6月にかけて有害図書類に関する実態調査を実施した。

実態調査では、「図書類調査」、「店舗調査」、「青少年育成関係者の課題認識の把握」を行った。「図書類調査」は、現在、流通している図書類について、現行の有害図書類指定制度が有効に機能しているかどうかを調査するものであり、「店舗調査」は、調査対象図書類の流通や青少年への販売状況等を把握するものである。また、「青少年育成関係者の課題認識の把握」では、性的表現がある図書類等が青少年に与える影響について、学校関係者や学識経験者、児童福祉・少年非行防止関係者などに対してヒアリングを行った。

実態調査の結果は、有害図書類の指定やその基準について審議を行っている大阪府青少年健全育成審議会第2部会に報告され、同部会において有害図書類の指定制度のあり方の検討が行われた。

同部会は本年6月、検討の結果を意見書「有害図書類指定制度の問題点を中心として」に取りまとめた。意見書においては、インターネット上の有害情報など、実態調査の過程で明らかになった新たな課題についても検討を行い、従来の「子どもを有害情報に触れさせない」という観点に加えて、「子どもを守る」という観点からの意見も盛り込んでいる。

同意見書の提出を受け、大阪府知事は本年8月、大阪府青少年問題協議会に対して、青少年を取り巻く有害環境の整備について諮問を行った。

当協議会は、知事からの諮問内容を専門的見地から調査審議するため、青少年育成環境問題特別委員会を設置した。

特別委員会は本年10月、諮問内容について、「子どもを守る」「子どもに有害情報を見せない」という観点から、計3回にわたって検討を行った。その結果を、「青少年を取り巻く有害環境の整備に関する調査報告書」としてまとめ、大阪府青少年健全育成条例改正の具体的な方向性として示した。

2 「子どもの性的虐待の記録」について

(1) 現状

① 児童ポルノについて

店舗調査の結果、児童ポルノについては、図書類（本、DVD等）として販売されている実態はなかった。

しかしながら、インターネット上の児童ポルノの件数については、インターネットホットラインセンター※への通報件数が、平成19年には1609件だったが、平成20年には1864件、平成21年には4486件と大きく増加している。また、大阪府内における児童ポルノ事犯の検挙件数も平成12年には9件だったものが、平成21年には33件と増加傾向にあるなど、看過できない状況にある。

国においても、平成21年中の児童ポルノ検挙件数が前年比4割増の935件、被害児童数も前年比2割増の405人に達し、いずれも過去最多となったことを受け、本年7月に児童ポルノ排除総合対策を取りまとめた。この中では、インターネット上での流通を防止するため、インターネット・サービス・プロバイダ事業者による閲覧防止措置（ブロッキング）を平成22年度中に導入することなどが盛り込まれた。

平成11年に議員立法により成立した「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（以下、「児童ポルノ法」という。）では、児童ポルノの提供や提供目的による製造、所持、運搬等に関しては処罰対象となっているが、児童ポルノを自己目的で所持すること、いわゆる単純所持については処罰対象となっていない。

児童ポルノの単純所持については、児童ポルノの流通に歯止めがかからないことから、規制すべきとの議論がなされているものの、現在のところ法改正にまでは至っていない状況にある。

なお、平成22年11月現在、民主党において児童ポルノ法の改正が検討されている。民主党案では、児童に対する性的搾取・性的虐待に係る行為等の処罰という法の趣旨の明確化を図るため、「児童ポルノ」の名称を「児童性行為等姿態描写物」に改めるとともに、定義の明確化を図るため、児童ポルノ法第2条第3項に規定のある「性欲を興奮させ又は刺激するもの」「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態」等の要件を削除するとともに、有償又は反復して取得した者を処罰する取得罪を新設している。

他府県における児童ポルノ規制について見ると、奈良県が平成17年に、「子どもを犯罪の被害から守る条例」を定め、この中で13歳未満の子どもを対象とした「子どもポルノ」の単純所持を罰則付きで禁止している。「子どもポルノ」の定義については児童ポルノ法に準拠しており、対象年齢を18歳未満から13歳未満に改めている。

この他、東京都が本年3月、「青少年の健全な育成に関する条例」の改正案を議会に提案した中で、児童ポルノを所持しない都民の責務を規定した。

また現在、京都府においても、児童ポルノの規制の範囲、規制内容、通信事業者や府民等の責務等について定める児童ポルノ規制条例の検討を行っているところである。

- ※ 平成18年6月設立。インターネット利用者の協力を得てインターネット上の違法・有害情報を収集し、警察庁への通報、プロバイダへの削除要請を実施する機関。

② ジュニアアイドル誌について

ジュニアアイドル誌とは、15歳以下の子どもを対象とした写真集、DVD等のことを指す。

図書類調査においてジュニアアイドル誌6冊の内容を調べたところ、女子小中学生が水着や下着等で扇情的なポーズをとった写真が掲載されていたが、いずれも性的な表現はなかった。また店舗調査では、33店（全体の9.3%）で取り扱いがあったが、青少年への販売状況は3店（同0.8%）と限定的で、主な購買層は30～40歳（46.3%）、18～30歳（24.4%）となっていた。青少年関係者へのヒアリングにおいては、ジュニアアイドル誌に関連した青少年の問題事象は確認できなかった。

またジュニアアイドル誌のモデルとなる子どもの実態については、都内の出版社、タレント事務所に確認したところ、ほとんどが保護者からの申し出であり、中には経済的な理由から子どもをタレントにしたいと申し込んでくる保護者もいるという実態が確認されている。多くは関東周辺の子どものだが、関西、大阪の子どもも申し込む事例もある。多くのタレント事務所は、後日のトラブルを回避するため、タレント契約を結んだ上で保護者にも同意書にサインしてもらうなどの措置を取っているが、一部のタレント事務所では、申込み当日に口頭で契約させた上で、保護者同席のもとで強引に撮影に及ぶケースもあるとのことであった。

(2) 特別委員会における検討

① 児童ポルノについて

児童ポルノ法改正の動きを踏まえ、「子どもを守る」観点からの検討を行った。児童ポルノは「わいせつ」ではなく、「児童に対する性的虐待の記録」であり、表現の自由の保障外にある。児童ポルノはその製造過程で子どもに対する性的虐待が行われた上、インターネット等を通じて流通することで被害が拡大し、二次的な虐待につながる。子どもを守る観点から、児童ポルノの流通を防止するため、「児童ポルノを持つことはいけない」というメッセージを発していくことが強く求められる。

現在、民主党において児童ポルノ法の改正が検討されているが、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態」を規制するいわゆる3号ポルノが削除される方向にあり、子どもを守る観点からは問題があると考えられる。

ただし現行の児童ポルノ法では、性的虐待が行われていることが明確な描写、例えば子どもが頭から精液をかけられている写真であっても、児童ポルノに該当しなかったり、児童ポルノの定義にある「性欲を興奮させ又は刺激するもの」が、一般人の性欲を基準に判断するものとされることから、子どもが下着を脱がされ足を広げさせられている写真のように、性的虐待が明らかであっても、児童ポルノにあたらないものがあるなど、子どもの保護の観点からは不十分な点があることも確かである。

以上のことから、より子どもの保護に重点を置いて、府民に対して強いメッセージを発することが強く求められる。

一方で、国の児童ポルノ法改正の動きを踏まえるべきであるという慎重な意見もある。これは、現行の児童ポルノの定義が不明確な中で、単純所持を罰則でもって規制することは捜査権の乱用につながる可能性があることや、地域的な限定のある条例で、単純所持の規制を行っても効果は限定的であることから、国の法改正の動向を慎重に見すえた上で、条例が補完的にカバーすべきという理由からであった。

しかしながら、児童ポルノの被害防止が喫緊の課題である中で、現行の児童ポルノ法が子どもの保護の点で不十分であることや、児童ポルノ排除総合対策の中心的施策であるブロックングで対応できないソフトを利用した事例が後を絶たないこと等から、現時点で考えられる対応策を条例で行うことが必要と考えられる。

この他、子どもを虐待から守るという観点からは、府民に対するメッセージや努力義務はなじまないのではないかという意見も出された。この点については、問題となる事例があった場合に府が調査指導を行い、児童福祉法等の違反が認められた場合は府警察本部や福祉部局等へ通報することで、その趣旨を徹底させることが適当であると考えられる。

② ジュニアアイドル誌について

ジュニアアイドル誌については、性的な表現もなく、また18歳未満の子どもが閲覧、購買している実態はないことから、子どもに見せないという観点からの規制は不要である。

ただし、心身の発達段階にあり判断能力が十分でない子どもが自発的に扇情的なポーズをとっているとは考えにくく、ジュニアアイドル誌の被写体となった子どもの保護の必要性については検討が必要である。

ジュニアアイドル誌は、子どもが水着や下着姿で扇情的な姿態をとっており、一部の児童性欲者には性的な対象と見られている実態があることから、児童ポルノと密接

に関係している。こうした写真集・DVD類についてはこれまで児童福祉法や児童虐待防止法では規制されず、また問題視されることもなかったが、子どもが性的搾取・虐待される可能性が否定できないことから、「子どもを性的対象の被写体にするのは駄目」という、メッセージを発することが求められる。

一方で、アイドルを目指す子どもたちの水着姿を撮影することまで規制する必要性があるのか慎重な検討が必要である。ジュニアアイドル誌に関連して児童虐待の事案等は確認されていないことから、性的虐待、搾取にあたらぬ事例については慎重な対応が求められる。

(3) まとめ

① 児童ポルノについて

現行の児童ポルノの定義は、「性欲を興奮させ又は刺激するもの」とされているように、児童ポルノを見る側の価値判断から定義されており、児童を性的虐待から守るという児童ポルノ法の保護法益とは合致したものとなっていない。

現在検討されている民主党の改正法案は、児童ポルノの単純所持を処罰するため、規定があいまいであると批判のある3号ポルノを削除する方向にあり、児童を性的虐待から守る法規制の範囲が狭まる可能性が高い。

現行の児童ポルノ法では児童を性的虐待から守るという目的が達せられないため、「子どもの性的虐待の記録」という新たな概念を構築し、府民に対して製造・販売・単純所持しないよう、メッセージを発することが必要と考える。あわせて、問題となる事例が認められた場合には、府が調査指導を行うことも必要である。

② ジュニアアイドル誌について

ジュニアアイドル誌には、「子どもの性的虐待の記録」となる可能性があるものがある。児童福祉法、児童虐待防止法、児童ポルノ法では、水着や下着姿での撮影を規制しておらず、子どもの保護の点で不十分であるため、ジュニアアイドル誌のうち「子どもの性的虐待の記録」に該当するものについては、製造・販売・単純所持しないよう、メッセージを発することが必要と考える。

なお、「子どもの性的虐待の記録」に該当しないものについては、子どもを守る観点からも子どもに見せない観点からも問題はないと認められるので、規制は不要である。

3 性的表現のある図書類について

(1) 現状

図書類調査では、現在流通している15分類100冊の図書類について、性的表現の有無や有害図書類に該当するかどうか等について調査を行った。その結果、性的表現があったものは55冊、そのうち30冊が有害図書類に指定されていた。有害図書類に指定されていない25冊のうち、9冊は有害図書類に該当した。残り16冊について内容を精査したが、青少年の健全な育成を阻害する図書類とは認められなかった。

また、東京都が条例改正によって新たに規制しようとしている図書については、大阪府においては既に包括指定により有害図書類に指定されているか、または個別指定が可能であった。

東京都と大阪府の有害図書類指定制度は、その根拠となる条例は「青少年の性的感情を著しく刺激するもので青少年の健全な成長を阻害するもの」と同様の規定がなされ、指定の具体的基準を規則に委ねるという構造は同じである。しかしながら、東京都と大阪府で有害図書類に指定される図書類の範囲に具体的な差異が生じていた。

また、青少年育成関係者のヒアリングにおいて、強姦等を過激に描写した図書類が犯罪の引き金になったケースが確認された。一方で、過激でない性表現については、それを含んだ図書類が青少年の性非行や問題行動に直接影響を与えるという因果関係を立証するデータはないとの指摘があった。

(2) 特別委員会における検討

① 現行の有害図書類指定制度の有効性について

図書類調査や東京都の改正条例案との比較、青少年育成関係者のヒアリング等を通じて明らかになったことを踏まえ、現行の有害図書類指定制度の有効性について検討を行った。

現在の大阪府青少年健全育成条例では、有害図書類に指定できるものとして、「青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもので、規則で定める基準に該当するもの」と規定し、具体的な指定基準については施行規則で詳細に規定している。

東京都が新たに規制を検討している非実在青少年の描写を想定している漫画等については、府では従来から有害図書類として指定しており、強姦等についても規則で規定していることから、「青少年の性的感情を著しく刺激し、青少年の健全な成長を阻害するもの」については、現在の有害図書類指定制度において対応が可能である。

さらに、「青少年の性的感情を著しく刺激する」とまでは言えない図書類について新たな規制が必要となるかどうかについては、図書類調査において性的表現はあるが有害図書類に指定されていない、または該当しないと分類された16冊について、改めて精査を行ったところ、「青少年の健全な成長を阻害するもの」として規制を行う必要性は認められなかった。

②有害図書類の指定基準の条例化について

有害図書類の指定は、現行制度では、議会の議決を要する条例で指定要件の大綱を定め、具体的な基準については議決を要しない規則に委任されているが、民意を反映した厳格な要件に基づいて指定することが求められる。

また、有害図書類の区分陳列違反等には罰則が適用されることから、有害図書類の指定基準については民意を反映した条例で規定すべきである。

現行の有害図書類指定制度については前述したとおり、有効に機能していることから、規則で定められている指定基準をそのまま条例に規定することが妥当であるが、現在の有害図書類の実態に照らして検討した結果、一部の文言の整理が必要である。

(3) まとめ

現行の有害図書類指定制度は有効に機能しており、新たな指定基準を構築する必要はない。規則で定められている有害図書類の指定基準を条例に規定し、有害図書類の実態に照らして、一部の文言については整理すべきである。

[整理すべき文言]

大阪府青少年健全育成条例施行規則第4条第1項

5号 ごうかんその他のりょう辱行為を表現するものであること。

⇒ ごうかんその他のりょうじょく行為を表現するもので、青少年に対し卑わいな、又は扇情的な感じを与えるものであること。

6号 青少年に対し明らかに卑わいな、又は扇情的な感じを与える表現が文字又は音声によりなされているものであること。

⇒ 削除

大阪府青少年健全育成条例施行規則第4条第2項

1号 殺人、傷害若しくは暴行（動物を殺し、傷つけ、又は殴打する行為を含む。）
又はこれらの行為による肉体の苦痛を残忍に、又は陰惨に表現するものであること。

⇒ 殺人、傷害若しくは暴行又はこれらの行為による肉体の苦痛を残忍に、又は陰惨に表現するものであること。

動物を殺し、傷つけ、又は殴打する行為を残忍に、又は陰惨に表現するものであること。

4 インターネット上の有害情報について

(1) 現状

青少年育成関係者へのヒアリングから、青少年の関心や情報源は、図書類からインターネットへ大きく変化してきており、どこでも簡単にアクセスできることから誰でも容易に性情報等を入手できるなど、インターネット上の有害情報の影響について懸念する意見が多数あった。

また、出会い系サイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を介して、青少年が児童買春などの被害にあう事件も確認されている。

国において、平成21年4月に、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、18歳未満の青少年が使用する携帯電話については、原則としてフィルタリングサービスを受けることを条件として販売することが規定された。

しかしながら、保護者が申し出た場合はフィルタリングが解除できることや、契約時における説明は各事業者の判断にまかされているなど、実効性の面で疑問が残ることから、兵庫県や石川県などでは、フィルタリングの解除申し出をする際に保護者から理由書を提出させるなど、フィルタリング解除手続きの厳格化や事業者に対する立入調査権限を条例で定めている。

また、平成20年に府教育委員会が小学6年生、中学3年生の保護者を対象として行った調査によると、大阪におけるフィルタリングの利用率は、小学6年生で51.5%、中学3年生で30.7%であった。利用しない理由については、「必要ないと判断した」が小学6年生で53.1%、中学3年生で41.8%。「フィルタリングサービスを知らない」が小学6年生で17.5%、中学3年生で13.8%、「特に理由はない」が小学6年生で29.4%、中学3年生で37.1%であった。

(2) 特別委員会における検討

青少年が携帯電話やインターネット上で有害情報に触れないようにするため、フィルタリングの解除手続きの厳格化の必要性について検討を行った。

携帯電話、インターネット上の有害情報の閲覧防止にはフィルタリングが有効であるが、警察庁の調査では、非出会い系サイトに関係する被害青少年の99%がフィルタリングサービスに非加入であることや、内閣府調査でも保護者の76%がインターネットの利用について注意しないなど、保護者の意識の低さが課題となっている。府教委のアンケート調査でも、大阪ではフィルタリングの必要性を感じていない保護者が多く、多くの保護者が危険性を十分に認識していないという課題が明らかになっている。

フィルタリングの利用促進にあたっては、携帯事業者が店頭でフィルタリングの意義を説明することに加えて、不動産売買の際の重要事項説明と同様、説明内容を理解したことを保護者に確認させることが必要である。なお、兵庫県等のように解除条件を具体的に限定するところまでは必要はないと考えられる。

一方で、フィルタリングには子どもの知る権利を侵害するという側面が指摘されるが、携帯事業者において、利用者の年齢に応じた様々なフィルタリングサービスの開発・提供を進めていることに加え、第三者機関が青少年の利用に配慮したフィルタリング基準の策定やモバイルサイトの審査・認定を行っており、フィルタリングの画一性という課題は克服されつつある。

また、フィルタリングの利用促進と合わせて、携帯電話で裸を撮影する行為が犯罪であるということなど、子どもに携帯の使い方や情報のもつ危険性の教育を進めることが必要であり、現在、府教育委員会において、携帯・ネット上のいじめ等への対応プログラムを作成し、研修、校内指導で活用するとともに、携帯電話、インターネット上の被害の早期発見、未然防止に向け、子どもを守るサイバーネットワークを構築するなどの取組みを進めており、さらなる取組みの促進が求められる。

(3) まとめ

携帯電話の契約時、事業者がフィルタリングをかけない場合の危険性について説明する義務を規定するとともに、その説明を理解したことを確認するため、保護者に署名義務を規定するべきである。また、説明を聞いた上でフィルタリングを解除する場合には、保護者に署名義務を課すとともに、事業者が解除申し出書の保管義務を盛り込むことを検討すべきである。

併せて、こうした取組みが確実に進むよう府に指導・調査権限を設けるなど、制度の実効性を担保するべきである。

さらに、子どもが携帯電話、インターネットを利用する際に、被害者、加害者にならないための教育を、府の責務として明記すべきである。

5 出会い系サイト等の広告について

(1) 現状

図書類調査の結果、100冊中15冊に出会い系サイトの広告が掲載されていた。このうち、店舗調査において一定数の青少年の購入が確認された男性向けコミック、女性向けコミック誌は6冊あり、そのうち5冊が有害図書類指定されていた。さらに、男性向けコミック、女性向けコミックについて追加調査したところ、20冊中12冊に出会い系サイトの広告が掲載されており、9冊が有害図書類指定されていた。

出会い系サイトに関係した事件の検挙件数は、平成19年 1753件、平成20年 1592件、平成21年 1203件と減少傾向にはあるが、被害者総数に占める青少年の割合は8割を超えており、依然として青少年が出会い系サイトにアクセスして被害にあう実態が問題となっている。

出会い系サイトに関する広告については、平成20年に出会い系サイト規制法が改正施行され、18歳未満の利用を禁止する旨の表示をすることが定められた。それまで掲載を自粛してきた雑誌広告業界団体も、広告の掲載基準が法律化されたことを受け、掲載については各雑誌社の判断とすることとしている。

(2) 特別委員会における検討

出会い系サイトに関連した事件数の推移や、出会い系サイト規制法による規制等を踏まえ、出会い系サイトの広告を青少年に見せないための対応について、有害図書類指定やその他の実効性ある対応について検討を行った。

青少年の中には出会い系サイトと知らずにアクセスしてしまうケースがあることや、注意喚起を促すためにも何らかの情報発信が必要であり、広告を掲載しないように求める事で、青少年に対する教育的メッセージになるといった理由から、何らかの規制が必要である。

しかし、出会い系サイトの広告はネットが主流であり、雑誌広告を制限しても効果は限定的であることや、雑誌を見て18歳未満の青少年が出会い系サイトで被害を受けているか立法事実も明確ではない。さらに、出会い系サイト規制法では、届出業者に対し

て運転免許証やクレジットカードなどによる年齢確認が厳格に要求されており、青少年が誤ってアクセスする可能性は低く、出会い系サイトの広告が掲載されているだけで、有害図書類として指定する必要性は低い。

一方で、男性向けコミック、女性向けコミック 6 冊に掲載されていた 15 サイト中、5 サイトが出会い系サイト規制法に基づく届出を行っていないサイトであることが、府の調査で確認されている。青少年がこれら無届の出会い系サイトにアクセスしないためには、広告掲載時に出会い系サイト規制法による届出業者かどうかの確認を求めることが、最も効果的な措置であると考えられる。雑誌広告業界団体も、出会い系サイト規制法の改正施行後、広告掲載時に広告主が登録業者であるかどうか確認する自主基準を策定しており、上記の措置は業界の取組みを促進する効果も期待される。

一方、青少年が自ら誘引して検挙される件数が、平成 18 年に 18 件だったものが、平成 19 年 61 件、平成 20 年 119 件、平成 21 年 222 件と急増しており、子どもを加害者としないうための取組みを検討する必要がある。

(3) まとめ

出会い系サイト規制法に基づく届出業者については、利用者の厳格な年齢確認義務が法律で規定されており、青少年が利用する可能性は低い。

しかし、出会い系サイトに関連して青少年が被害にあう事例があることや、出会い系サイト規制法に基づく届出を行っていない業者について指導が及ばないことが問題となっている。

従って、雑誌等に出会い系サイトの広告を掲載するにあたっては、出版社に出会い系サイト規制法に基づく届出業者かどうか確認する義務を規定し、無届業者の場合には掲載しないよう強く求めるべきである。

また、出会い系サイト規制法違反の検挙件数のうち、児童誘引が急増していることに関しては、子どもを加害者としないうため、考えられるアクセス手段を抑制することが必要であり、フィルタリングの利用促進で対応すべきであると考えられる。

6 風俗求人誌への対応について

8 月 31 日に開催した青少年問題協議会において、委員から情報誌を装った有料の風俗求人誌について問題提起がなされたことから、こうした有料の風俗求人誌への対応について、あわせて検討を行った。

(1) 現状

平成20年に大阪市内において、情報誌を装った無料の風俗求人誌が、街頭に設置されたラックに置かれ、不特定多数に配布されていたことが社会問題となった。

これらの無料風俗求人誌については、不特定多数の者に対し風俗求人誌のビラ・パンフレット等の配布を禁じる大阪府迷惑防止条例に違反するとして、大阪府警察本部が発行業者の摘発を行うなどした結果、設置箇所は、平成20年4月に518箇所だったが、同年10月には43箇所になるなど、ほぼ一掃された。

しかし、最近になって、コンビニ等において情報誌を装った有料の風俗求人誌が販売されている実態が大阪府に報告されている。大阪府の調査によると、平成22年10月現在で17種類が確認され、価格は50円から200円であった。また、店舗側もラックを置くだけで月額1000円から3000円の設置料が入るため、安易に設置してしまうケースがある。コンビニでは女性向け雑誌コーナーに置かれているものがほとんどだったが、中には他の女性誌の付録を装っているものもあった。

これらの雑誌は無料でないため、府迷惑防止条例の規制にかかわらず、青少年が知らずに手に取ってしまう可能性がある。

(2) 特別委員会における検討

風俗求人誌の内容は、女子高生等が手軽に手に取りやすい内容となっており、また女子高校の周辺に置かれている実態がある。こうした風俗求人誌を青少年が手に取ることで、安易にお金を稼げるという認識を持ってしまう可能性は否定できない。

一方で、青少年がこれらの風俗求人誌を見た結果、風俗店で働くことになるかどうかについては疑問がある。すなわち、風俗店が18歳未満の青少年を雇用することについては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に罰則（6月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金）が定められていることに加え、店舗には被用者の年齢確認義務が厳しく要求されている。実際に青少年がこれらの雑誌を見て風俗店で働いた事例や、風俗求人誌に関連して青少年が事件に巻き込まれた事例も確認できておらず、条例で規制する意義は薄い。

(3) まとめ

風俗求人誌については、青少年がこれらの雑誌を見て風俗店で働いた事例や、風俗求人誌に関する事件はなく、条例による規制が必要となる立法事実はない。

しかし、風俗求人誌を置いている店舗の中には、その内容をきちんと把握せずに置いている実態が見受けられることから、風俗求人誌の取扱いについて啓発を行うことは必要であり、地域ボランティア等と連携することが重要である。

以上から、風俗求人誌を青少年に見せないための規制は必要ないが、引き続きこうし

た雑誌を置かないよう、地域で取り組みを進めていくべきであると考える。

7 勧告制度の見直しについて

本年9月の大阪府議会において、有害図書類の区分陳列違反に対する指導を徹底するため、現行の勧告制度をより実効性のあるものに見直すべきとの問題提起がなされたことを受け、大阪府から本委員会に対して同制度に関する検討依頼があったことから、勧告制度の見直しについても、あわせて検討を行った。

(1) 現状

店舗調査では、有害図書類を条例の規定どおりに区分陳列していた店舗は、取扱い店舗250店舗のうち168店舗、全体の67.2%であった。また、市町村の青少年指導員が府内約3700店舗の書店やコンビニ等を対象に、条例の遵守状況を調査する社会環境実態調査における区分陳列の状況は、平成21年度で77.1%となっている。

大阪府ではこれらの区分陳列違反に対して、青少年健全育成推進員による調査指導を実施し、改善されない場合については職員による立入調査を行っている。

こうした取り組みの結果、区分陳列の実施率は上がっている一方で、再度違反を繰り返す店舗も存在している。前述の社会環境実態調査においても、約37%の店舗が、再度違反を繰り返しているという実態があった。

また、区分陳列違反の店舗に対する勧告については、条例の規定が「当該有害図書類」として個別の本ごとに行うため、月刊誌の場合、次の号が出てしまえば、勧告の対象となった雑誌は店頭からなくなり、新たな号が出るたびに新たな勧告が必要となり、以後同じことが繰り返され、実質的に区分陳列違反が継続してしまうと指摘されている。

(2) 特別委員会における検討

区分陳列違反を繰り返しているのは一部の店舗であり、例えば5月号を有害図書類指定した場合、出版社が雑誌の内容を改めるなどの対応ができるのは8月号以降となるため、6月号、7月号では、店舗側が対応しない限り区分陳列違反状態が継続するなど、現行の勧告制度では対応ができない。こうした店舗に対しては、従来 of 勧告、措置命令に加えて、店舗名の公表制度等、新たな措置が必要である。また、こうした措置を行うに際しては、指導の実効性を高めるため、過去の違反状況を勘案した対応となるような制度を構築すべきである。

加えて、勧告、措置命令の実効性を担保するため、措置命令に従わなかった場合の罰

則の対象を店舗管理者だけでなく、法人や法人の代表者も併せて対象とすべきとの意見が出されたが、現行の条例第54条に両罰規定が設けられており、新たな措置は不要である。

(3) まとめ

有害図書類の区分陳列違反に対する指導の実効性を高めるため、現行の勧告制度を見直し、対象を個別の図書類から店舗の区分陳列違反状態に改めるべきである。

また違反店舗名の公表制度を創設するとともに、区分陳列違反を繰り返す一部の店舗に対しては、過去の違反状況を勘案した上で指導の実効性を高めるような制度に改めるべきである。

青少年問題協議会名簿

浅野 克己	大阪府町村長会行財政部会長
池川 康朗	大阪府議会教育常任委員会委員長
大井 敬雅	大阪府PTA協議会会長
大島 章	大阪府議会総務常任委員会委員長
大東 章人	テレビ大阪株式会社法務部長
加納 力	日本ボーイスカウト大阪連盟事務局長
岸本 由起子	弁護士
草島 葉子	大阪私立中学校高等学校連合会理事
元古 誠	大阪府青少年指導員連絡協議会会長
合田 憲生	大阪保護観察所長
小嶋 典明	大阪府警察本部生活安全部長
酒井 喜正	(福)大阪府社会福祉協議会常務理事
駿河 輝和	神戸大学大学院国際協力研究科教授
田中 伸治	株式会社産業経済新聞社大阪本社地方部次長
田中 夏木	大阪府市長会副会長
谷口 勝保	大阪家庭裁判所首席調査官
中垣内 臨慎	大阪府立高等学校PTA協議会会長
中野 まさし	大阪府議会警察常任委員会委員長
長野 聖	大阪府議会健康福祉常任委員会委員長
中山 ひろみ	(財)大阪府こども会育成連合会理事長
西島 多枝子	大阪府立高等学校長協会副会長
西田 芳正	大阪府立大学人間社会学部准教授
西村 和英	大阪市こども青少年局青少年担当部長
野口 克海 (座長)	大阪教育大学監事
原田 正文	大阪人間科学大学副学長
藤岡 淳子	大阪大学大学院人間科学研究科教授
森田 英嗣	大阪教育大学教育学部教授
山上 幸雄	(福)大阪府社会福祉事業団常務理事

(五十音順)

青少年育成環境問題特別委員会名簿

磯野 信男	(社) 日本フランチャイズチェーン協会 理事兼事務局長
金田 喜徳郎	大阪府書店商業組合 事務局長
岸本 由紀子	弁護士
園田 寿	甲南大学法科大学院教授
野口 克海	大阪教育大学監事
原田 正文	大阪人間科学大学副学長
森田 英嗣 (委員長)	大阪教育大学教育学部教授
山上 幸雄 (委員長代理)	(福) 大阪府社会福祉事業団常務理事

(五十音順)

検討経過

平成22年4～6月	有害図書類に関する実態調査
	・ 図書類調査
	・ 店舗調査
	・ 青少年育成関係者の課題認識の把握
同 6月10日	青少年健全育成審議会第2部会
同 6月25日	同 上
	⇒ 「有害図書類指定制度の問題点を中心として」(意見書)
同 8月31日	青少年問題協議会
	「青少年を取り巻く有害環境の整備について」(諮問)
同 10月6日	青少年育成環境問題特別委員会
同 10月15日	同 上
同 10月29日	同 上
	⇒ 「青少年を取り巻く有害環境の整備に関する調査報告書」
同 11月17日	青少年問題協議会
	答申の方向性を決定